審查基準整理票

処分名	破砕業の許可			
根拠法令名	使用済自動車の再資源化等に関する(条項)		(条項) 第 67 条	
	法律(平成 14 年法律第 87 号)			
基準法令名	使用済自動車の再資源化	等に関する((条項) 第 69 条	
	法律			
	使用済自動車の再資源化等に関する		第62条	
	法律施行規則(平成 14 年経済産業省·			
	環境省令第7号)			
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課			
標準処理期間				
(他機関等への照会	2 1 日	法定処理期間]	
等の期間を除く。)				
【審査基準】・文書の名称【				
・掲載図書等【]
・内容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載				

次のいずれにも適合していること。

- 1 申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項第2号のいずれにも該 当しないこと。
- 2 施設に関する基準については使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第62条第 1項第1号の基準をみたすこと。

なお、次に掲げる事項については、それぞれ次に定める内容を満たさなければなりません。

- (1)「床面を鉄筋コンクリートで築造すること」について (第1号=(1)関係) ア 鉄筋コンクリートの厚さは、15cm以上とし、適切な配筋が施されていること。 イ 保管場所において重機を使用する場合は、その荷重に耐えるものであること。
- (2)「排水処理施設」について(第1号ニ(2)関係) 排水処理施設は、定期的な水質検査が行われるものであり、かつ、適切な維持管理が 行われるものであること。
- (3)「屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備」について(第1号=(3)関係)
 - ア 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根(鉄板、瓦、スレート葺き等)、覆い (5年以上の耐久性があるもの)、および壁(金属、コンクリート、スレート、モル

タル、FRP) が設けられていること。

イ 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。

3 申請者の能力に関する基準については使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 第62条第1項第2号の基準をみたすこと。

参考

【根拠法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第67条

破砕業を行おうとする者は、当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府 県知事の許可を受けなければならない。

【基準法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第69条

都道府県知事は、第67条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- (2)破砕業許可申請者が第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(破砕業の許可の基準)

第62条

法第69条第1項第1号 (法第70条第2項 において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- 二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準